

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三条市長 滝沢 亮

市町村名 (市町村コード)	三条市 (152048)
地域名 (地域内農業集落名)	栄地域 (福島甲、福島乙、新堀、若宮新田、一ツ屋敷新田、東光寺、猪子場新田、鬼木新田、鬼木、尾崎、岡野新田、半ノ木、泉新田、貝喰新田、今井、今井野新田、善久寺、芹山、渡前、中曽根新田、小古瀬、中島、千把野新田、福島丙、小滝、高安寺、大面、北潟、矢田、吉野屋、蔵内、茅原、戸口、安代、前谷内、帯織、山王、岩淵、荻島)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 12 月 27 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農用地区域内の農地面積のうち、認定農業者が占める割合は62%。経営面積別では、5～10haの経営体が占める割合が8%、経営面積10ha以上の経営体が占める割合が49%(R6.10.1現在)

・水稲単一の経営体が多い。法人が18経営体、生産組合が3団体

・水田農業における主食用米以外の作物では、大豆の作付が多く、水田面積の約15%(R5年産)

・圃場整備が概ね完了しており、平坦な優良農地が多く占めている。一方で、少雨時等における下流域の用水不足や水利管理における労力面が課題

・組織化が進んでいる一方で、構成員の高齢化が進行し、後継者の確保が課題

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水田農業の収益増加を図るため、地域全体として生産コストの削減に向けて、地域の話合い等を契機とした担い手への集積・集約化を進めていく。併せて、スマート農業の普及を図る。

・主食用米の食味、品質の確保に向けて、気象変動に対応した基本技術の習得を図っていく。

・需要に応じた主食用米の生産と併せ、ブロックローテーションによる大豆の生産を始めとした農地の有効活用を図っていく。

・地域内の大型直売所等を活かした少量多品目の園芸作物生産の導入、拡大を図っていく。

・有機栽培や特別栽培など、環境に配慮した農産物生産及び販売に取り組み、消費者のニーズに対応していく。

・JAと法人との委託や連携事業など、持続可能な新たな農業経営の構築に向けて検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,953 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,953 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行なわれる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域での話し合いが促進されるよう、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員と行政、農業協同組合、土地改良区等、関係機関、団体が連携し、情報提供等のサポートを行い、計画的な担い手への農地の集積・集約化に取り組んでいく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・担い手を始めとする地域の農業者の将来的な営農への意向を、地域の話し合いや農業委員、農地利用最適化推進員の活動などで確認を行っていく中で、農地バンクの活用を推進していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業生産基盤の適正な維持を図るため、農業用水利施設等の更新等の事業を計画的に行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・県、市、農業委員会、JA、土地改良区等の関係機関、団体が連携して、新規就農、経営拡大・改善、技術向上、農地斡旋など、様々な相談に対応し、地域農業の維持・発展を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・水稲では、JAに乾燥・調整作業、農業共済組合に共同防除作業の委託が行われている。大豆では、JAに収穫、乾燥・調整の作業が委託されている。引き続き、各農業者の経営方針に基づき、作業の効率化や合理化を図っていく。 ・また、法人や生産組合、大規模農家等への作業委託についても検討・実施し、経営や作業の効率化を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①関係機関、団体等が連携し、電気柵等の防除対策、有害鳥獣の捕獲・駆除、追い払いや山際のやぶ等の刈り払いなどの緩衝帯整備を地域と一体となって取り組み、野生鳥獣による被害の防止・軽減を図る。
 ②関連団体との連携を通じ、環境保全型農業直接支払交付金等の事業を活用しながら、有機栽培や特別栽培の推進を図っていく。
 ③各種団体等が行うスマート農業の体験機会などを通じて、それぞれの経営に応じたスマート農業の普及に取り組む。
 ⑧多面的機能直接支払交付金等を活用した共同活動や、計画的な土地改良事業の実施により、適正な農業生産基盤の維持を図る。